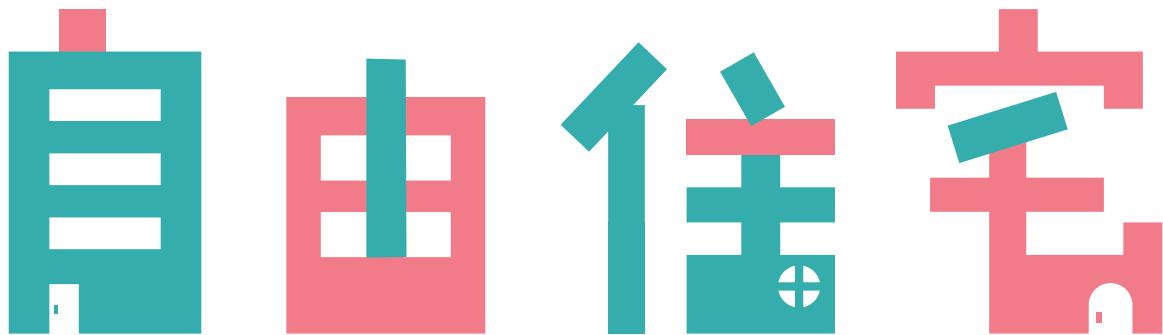
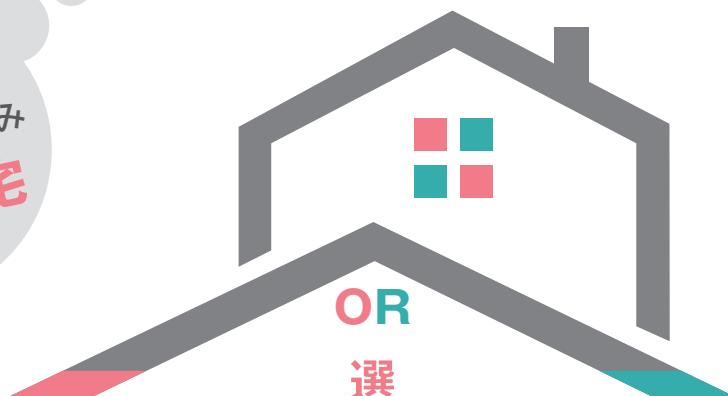


空き家の未来を変える、新しい選択肢。



贈与型賃貸住宅か購入か。

自由に選べる
新しい取り組み
自由住宅



選べるのは
契約前
まで！

購入

贈与型賃貸住宅



月々家賃 × 10年間



10年間、毎月家賃を支払い
ながら住み続け、11年目に
土地・建物を贈与で譲り受け
(賃貸中は途中退去も可能)



住宅ローン不要
まとまった資金不要



子育て世帯は10年後
家賃を教育資金に!!



家賃4万円の物件の場合
総額480万にて
土地・建物を贈与で譲り受け

ご自身の暮らしに合わせて
ご選択いただけます。

月々家賃
× 100ヶ月分



贈与型賃貸住宅よりも
少ない金額で
土地・建物を取得



リノベーション済みなので
購入後すぐに住める



家賃4万円の物件の場合
総額400万にて
土地・建物を取得



(一社)全国空き家アドバイザー協議会愛媛県四国中央支部

お問い合わせ/四国中央市妻鳥町1206番地1 TEL.0896-72-6601 事務局長 進藤誠宛

空き家の未来を変える、新しい選択肢。

自由住宅 お披露目会

『出逢いのカタチ in 金生町下分』

令和8年 2月8日(日)

11:00～14:00 雨天決行

場所:四国中央市金生町下分141-1
(駐車場は左記参照)



珈琲サービス!

暖かくて美味しい
珈琲をぜひ飲みに
きてください!



COFFEE STAND Día

「売れない空き家、どうしよう…？」

と、お悩みのあなたへ

新しい仕組みで空き家を地域資産に！

贈与型賃貸住宅とは

10年間、毎月家賃を支払いながら住み続け、11年目に
土地・建物を贈与で譲り受け(賃貸中は途中退去も可能)

贈与型賃貸住宅の5つのメリット!

- ☑ 空き家対策…空き家を減らすことができる。
- ☑ 子育て支援策…子育て世代は10年後、家賃を教育資金にできる。
- ☑ マイホーム取得支援策…住宅ローンも必要としないような、安価な住宅を提供する。
- ☑ 定住促進策…持ち家となることで定住に繋がる。
- ☑ 環境対策…解体せずに利活用することで環境対策となる。

暖かくて美味しい珈琲を飲みにくるだけでも大丈夫です!

気軽にのぞいてみませんか？ 空き家の活かし方、ここにあります。